

奈勞発基0106第2号
令和4年 1月 6日

各団体の長 殿

奈良労働局長
(公印省略)

「建材中の石綿含有率の分析方法について」の一部改正について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821003号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「分析方法通達」という。）において示しているところですが、今般、新たに標記に関連する日本産業規格として、令和3年8月20日付けでJIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が制定されたところです。

つきましては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第4項による石綿等の使用の有無の分析について、下記のとおり分析方法通達を改正することとしたので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和3年8月20日から本通達発出日までにJIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））により石綿等の使用の有無を分析したものについても石綿則第3条第4項の規定による分析を実施したものと取り扱って差し支えないことを申し添えます。

記

分析方法通達本文中「JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が平成28年3月22日に制定され」の後に、「JIS A 1481-5（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第5部：X線回折法によるアスベストの定量分析方法（第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法））が令和3年8月20日に制定され」を加え、記の1を次のように改める。

1 JIS A 1481-1 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)、JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)、JIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)又はJIS A 1481-5 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第5部:X線回折法によるアスベストの定量分析方法(第1部の定性的判定方法を用いる場合の方法))